


<p>○ 口座振替の方法により支出することができ る金融機関の指定の一部改正 (県例規集登載)</p> <p>○ 特定計量器定期検査</p> <p>○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立</p> <p>【公 告】</p> <p>○ 県営土地改良事業の工事完了</p> <p>○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定</p>	目次	岡山県公報	発行 岡山県
	担当課(室)		
		目次	
			担当課(室)

◎岡山県告示第三百二十八号

昭和五十五年岡山県告示第千三号（口座振替の方法により支出することができる金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

二中「指定金融機関と」を「指定金融機関又は指定代理金融機関と全国銀行内国為替制度による」に、「信託銀行、長期信用銀行」を「信金中央金庫」に、「及び信用農業協同組合連合会」を「信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合、全国信用組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫」に改める。
三から五までを削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和 4 年 7 月 1 9 日 岡山県公報 第 1 2 4 1 4 号

◎岡山県告示第百二十九号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。
 なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。
 令和四年七月十九日

一 定期検査を行う区域、場所及び期日
 岡山県知事 伊原木 隆 太

区域	場 所	期	日
津山市	津山市勝北文化センター	令和四年 九月一日	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	津山市阿波出張所	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
津山市	津山市加茂町公民館	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
津山市	津山市久米支所	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	津山浄化センター	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	晴れの国岡山農業協同組合津山東支店	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	晴れの国岡山農業協同組合津山西支店	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	津山市役所本庁舎東側車庫	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	津山市河辺公民館	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇
〃	〃	〃	一三三〇〇 一五〇〇〇
〃	〃	〃	一〇三〇〇 一二〇〇〇

二 実施機関
 岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十一日	〃	二十日	〃	十六日	〃
一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇
一五〇〇	一二〇〇	一五〇〇	一二〇〇	一五〇〇	一二〇〇	一五〇〇

◎岡山県告示第三百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年七月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 寄島町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

令和4年7月19日 岡山県公報 第12414号

〔三五六〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和四年七月十九日

地区名
藤田錦

工種
かんがい排水

岡山県知事

伊原木

隆 太

完了年月日
令和四・三・三一

令和4年7月19日 岡山県公報 第12414号

〔三五七〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和四年七月十九日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
加賀郡吉備中央町上野二一五一番二	田	一、六九七
加賀郡吉備中央町上野二一五四番一	田	一、六五七
加賀郡吉備中央町竹部一九〇九番一	田	七五六
加賀郡吉備中央町竹部一九〇九番二	田	六六八

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和四年八月一日	権利の始期から令和十四年七月三十一日まで	四七、七八〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。